

加入者各位

三井物産健康保険組合

資格確認書の一斉更新について

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 12 月に健康保険証が完全に廃止されたことに伴い、マイナ保険証を利用できない方には、健康保険組合より「資格確認書」を交付しております。現在交付している資格確認書は令和 8 年 12 月 31 日に有効期限を迎えるため、引き続きマイナ保険証を利用できない方を対象に資格確認書を更新いたしますので、お知らせいたします。

現在、医療機関等の受診にはマイナ保険証を使用することが原則となっております。マイナ保険証を利用できる方には資格確認書は交付されませんので、引き続きマイナ保険証をご利用くださいますようお願いいたします。

記

① 資格確認書の一斉更新対象者

令和 8 年 12 月 31 日が有効期限の資格確認書をお持ちで、令和 8 年 9 月 30 日時点においてマイナ保険証を利用できない被保険者および被扶養者

※当組合で対象者を抽出し更新手続きを行いますので、交付申請書の提出は不要です。

② 交付する資格確認書の様式

【形状】 はがきサイズ・厚紙

【有効期限】 令和 11 年 12 月 31 日 （届いたらすぐに使用可）

③ 配布時期

令和 8 年 11 月上旬以降、順次

保険証記号が 323 以降の方には、事業所を通じて、被扶養者分もあわせて被保険者へ配布します。

三井物産株式会社にお勤めの方は、被保険者の住民票住所宛に簡易書留で発送いたします。
ご不在の場合は、保管期限内に再配達をご依頼くださいますようお願いいたします。
なお、被保険者が海外勤務の場合は、三井物産人事サポートセンターにて保管となります。
配布方法については、11 月中旬頃に対象者へメールでご案内いたします（一時帰国まで人事サポートセンターで保管、または国内の留守宅宛てに送付する等）。

④ 資格確認書の取り扱いについて

有効期限内に資格を喪失した場合（退職・扶養減少・氏名変更等）は、返却が必要です。有効期限を過ぎた後は返却不要ですので、ご自身で破棄してください。

今後、マイナ保険証を利用できるようになった場合、資格確認書は不要となりますので、その後はご自身で保管するか、事業所を通じて当組合へ返却するかは任意となります。

本件に関するお問い合わせ先

三井物産健康保険組合 適用課 TEL : 03-3285-2934 / 03-3285-2935

MAIL : tekiyoKENPO@mitsui.com

以上